

# 大分類 J－金融業、保険業

## 総 説

この大分類には、金融業又は保険業を営む事業所が分類される。

専ら金融又は保険の事業を営む協同組合、農業又は漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所は本分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は、大分類 P－医療、福祉 [8511] 又は大分類 S－公務（他に分類されるものを除く）[9731、9811、9821] に分類される。

### 1. 金 融 業

資金の貸し手と借り手の間に立って資金の融通を行う事業所及び両者の間の資金取引の仲介を行う事業所が分類される。

#### (1) 資金融通機関

資金の融通を行う事業所としては、次のものが含まれる。

- ① 資金の貸付に併せ、預金の受入れを行う銀行業、中小企業等金融業及び農林水産金融業を営む預金取扱機関
- ② 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

#### (2) 資金取引の仲介機関

資金取引の仲介を行う事業所としては、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業等が含まれる。

- (3) (1)、(2)と密接に関連して、補助的・附随的業務を営む事業所及び信託業、金融代理業を営む事業所

### 2. 保 険 業

不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け、所定の事故が発生した場合に保険金を支払うことを業とするもので、保険業（生命保険、損害保険）、共済事業、少額短期保険業及びこれらに附帯する保険媒介代理業、保険サービス業を営む事業所が分類される。

## 中分類 62 - 銀行業

### 総 説

この中分類には、中央銀行と銀行業又は信託業を営む預金取扱機関である銀行が分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

- 620 管理、補助的経済活動を行う事業所（62 銀行業）**
- 6200 主として管理事務を行う本社等  
主として銀行業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。  
○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
- 6209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所  
主として銀行業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。  
○自家用車庫
- 621 中 央 銀 行**
- 6211 中 央 銀 行  
銀行券を発行し、通貨及び金融の調節を行う事業所をいう。  
○日本銀行
- 622 銀 行（中央銀行を除く）**
- 6221 普 通 銀 行  
主として預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等の業務を行う事業所をいう。  
ただし、信託銀行、その他の銀行を除く。

○都市銀行；地方銀行；第二地方銀行協会加盟の地方銀行；インターネット專業銀行

6222 郵便貯金銀行

郵政民営化法等により銀行業を行う事業所をいう。

○ゆうちょ銀行

6223 信託銀行

主として信託業務を行う銀行の事業所をいう。

×運用型信託会社[6621]；運用型外国信託会社[6621]；管理型信託会社[6622]；管理型外国信託会社[6622]

6229 その他の銀行

他に分類されない銀行業を行う事業所（外国に本店を有する銀行の本邦内支店その他の営業所である事業所を含む）をいう。

○外国銀行支店・出張所・駐在員事務所

## 中分類 63 - 協同組織金融業

### 総 説

この中分類には、主として組合員である中小企業者、農業者、漁業者や労働団体、協同組合等に対する金融上の便益を供する預金取扱機関が分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

- 630 管理、補助的経済活動を行う事業所（63 協同組織金融業）**
- 6300 主として管理事務を行う本社等  
主として協同組織金融業の事業所を統括する本部等として、自法人組織の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支部等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。  
○管理事務を行う本部・本所・本店・支部・支所
- 6309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所  
主として協同組織金融業における活動を促進するため、同一法人組織の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。  
○自家用車庫
- 631 中小企業等金融業**
- 6311 信用金庫・同連合会  
会員及び会員外から広く預金を受け入れ、主として会員である中小企業者に資金を融通する金融機関及びその連合会の事業所をいう。  
○信金中央金庫
- 6312 信用協同組合・同連合会  
原則として組合員のみから預金を受け入れ、主として組合員である中小企業者に資金を融通する組合及びその連合会の事業所をいう。

6313 商工組合中央金庫  
債券を発行し、主として出資者である組合及びその構成員等から預金を受け入れ、これらに対し資金を融通する金融機関の事業所をいう。

6314 労働金庫・同連合会  
労働組合、消費生活協同組合等からの預金の受け入れを行い、これら団体の行う福利共済活動を推進するための資金を融通する金融機関及びその連合会の事業所をいう。

632 **農林水産金融業**

6321 農林中央金庫  
農林水産系統組合の中央機関として、組合等から預金を受け入れるとともに債券を発行し、組合等に金融上の便益を供する機関の事業所をいう。

6322 信用農業協同組合連合会  
農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間にあつて、地域的親金融機関として農業協同組合に金融上の便益を供する機関の事業所をいう。

6323 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会  
農林中央金庫と信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合の中間にあつて、地域的親金融機関として漁業協同組合及び水産加工業協同組合に金融上の便益を供する機関の事業所をいう。

6324 農業協同組合  
組合の事業所のうち、組合員である農業者に金融上の便益を供することを専業とする事業所をいう。  
○農業協同組合（金融上の便益のみを提供するもの）  
×農業協同組合（信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの） [8711]

6325 漁業協同組合、水産加工業協同組合  
組合の事業所のうち、組合員である漁業者又は水産加工業者に金融上の便益を供することを専業とする事業所をいう。  
○漁業協同組合（金融上の便益のみを提供するもの）；水産加工業協同組合（金融上

の便益のみを提供するもの)

×漁業協同組合（信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）[8712]；水産加工業協同組合（信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの）[8713]

## 中分類 64－貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

### 総 説

この中分類には、貸金業、質屋、クレジットカード業を営む事業所、政府関係金融機関等、非預金信用機関が分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 640 管理、補助的経済活動を行う事業所（64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）

6400 主として管理事務を行う本社等

主として貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

6409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○自家用車庫

#### 641 貸 金 業

6411 消費者向け貸金業

主として消費者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行う事業所をいう。

○消費者向け無担保貸金業者；消費者向け有担保貸金業者

6412 事業者向け貸金業

主として事業者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行う事業

所をいう。

○事業者向け貸金業者；手形割引業者

**642 質屋**

6421 質屋

物品を質にとって利用者に資金を融通する事業所をいう。

**643 クレジットカード業、割賦金融業**

6431 クレジットカード業

チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う事業所をいう。

○クレジットカード会社；信販会社（クレジットカード業のもの）；各種チケット団体（クレジットカード業のもの）

6432 割賦金融業

主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う事業所をいう。

×ファクタリング業者（売掛債権買取業のもの）[6499]

**649 その他の非預金信用機関**

6491 政府関係金融機関

特別の法律により設置された政府が出資する法人で、設置目的のための貸付け、資産管理等の業務を行う公庫等、独立行政法人の事業所をいう。

ただし商工組合中央金庫を除く。

○中小企業基盤整備機構；福祉医療機構；住宅金融支援機構；郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

6492 住宅専門金融業

主として住宅資金を個人、会社などに対し融通する事業所、又は無尽の方法により土地、建物の給付を行う事業所をいう。

○住宅金融業者；住宅無尽会社

6493 証券金融業

主として金融商品取引所の会員に対して信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券の貸付を行う事業所をいう。



6499 他に分類されない非預金信用機関

他に分類されない非預金信用機関の事業所をいう。

○ファクタリング業者（売掛債権買取業のもの）；特定目的会社

×割賦金融業者 [6432]

## 中分類 65－金融商品取引業、商品先物取引業

### 総 説

この中分類には、資金取引の仲介を行う金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業等を営む事業所が分類される。

なお、金融商品取引所及び商品取引所は中分類 66－補助的金融業等 [6617、6618] に分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

**650 管理、補助的経済活動を行う事業所（65 金融商品取引業、商品先物取引業）**

**6500 主として管理事務を行う本社等**

主として金融商品取引業、商品先物取引業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

**6509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所**

主として金融商品取引業、商品先物取引業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○自家用車庫

**651 金融商品取引業**

**6511 金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）**

金融商品取引法に基づき主務大臣の登録を受け、主として流動性の高い有価証券の売買等、店頭デリバティブ取引、流動性の低い権利（みなし有価証券）の売買等を行う事業所をいう。

○第一種金融商品取引業者(証券会社、抵当証券業者、金融先物取引業者など)；第二種金融商品取引業者(証券会社、抵当証券業者、商品投資販売業者、金融先物取引業者など)

6512 投資助言・代理業

金融商品取引法に基づき主務大臣の登録を受け、投資顧問契約に基づく助言を行う事業所をいう。

○投資助言・代理業者；証券投資顧問業者

×日本投資顧問業協会 [9312]

6513 投資運用業

金融商品取引法に基づき主務大臣の登録を受け、主として投資一任契約等に基づく財産等の運用、委託者指図型投資信託の運用を行う事業所をいう。

また、特別の法律により、中小企業等に対し、当該企業等の自己資本の充実を促進し、健全な成長発展を図るため、株式引受の方法により資金を供給するなどする事業所も本分類に含まれる。

○投資運用業者；ベンチャーキャピタル；中小企業投資育成株式会社；農業法人投資育成会社

6514 補助的金融商品取引業

主として有価証券の保管及び振替等の補助的証券業務を営む事業所をいう。

○証券保管振替機関；金融商品取引清算機関；証券代行業者

×日本証券業協会 [9312]

652 商品先物取引業、商品投資顧問業

6521 商品先物取引業

商品先物取引法に基づき主務大臣の許可を受け、主として国内及び外国の商品取引所の商品市場における先物取引の受託を業として営む事業所並びに主として商品取引所の商品市場によらず相対で商品先物取引等を業として営む事業所をいう。

○国内商品市場先物取引業者；外国商品市場商品先物取引業者；店頭商品デリバティブ取引業者

×特定店頭商品デリバティブ取引業者 [6529]；商品先物取引仲介業者 [6529]

6522 商品投資顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき主務大臣の許可を受け、主として顧客から出資された資産を商品投資により運用する契約を締結すること、又は商品投資に係る投資判断に基づき顧客のために投資を行うことを業とする事業所をいう。

6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業

他に分類されない商品先物取引業等を行う事業所をいう。

○特定店頭商品デリバティブ取引業者；商品先物取引仲介業者

×国内商品市場先物取引業者 [6521]；外国商品市場商品先物取引業者 [6521]；店頭商品デリバティブ取引業者 [6521]；商品投資顧問業者 [6522]

## 中分類 66 – 補助的金融業等

### 総 説

この中分類には、銀行等の預金取扱機関、貸金業等の非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業等の営む業務と密接に関連する補助的業務又は附随的業務を営む事業所及び信託業、金融代理業を営む事業所が分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

- 660 管理、補助的経済活動を行う事業所（66 補助的金融業等）**
- 6600 主として管理事務を行う本社等  
主として補助的金融業等の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。  
○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
- 6609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所  
主として補助的金融業等における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。  
○自家用車庫
- 661 補助的金融業、金融附帯業**
- 6611 短 資 業  
金融機関相互間に介在し、主としてコール資金の貸付又はその貸借の媒介及び手形売買取引を行う事業所をいう。
- 6612 手 形 交 換 所  
加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関の事業所をいう。

○電子交換所

6613 両替業

空港、ホテル、停車場などにおいて一定の手数料をとって顧客の便益のために内外国通貨の両替などを営む事業所をいう。

○外国貨幣両替業者

6614 信用保証機関

金融機関からの借入れによる中小企業者等の債務を保証することにより事業資金等の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。

○信用保証協会；農業信用基金協会；漁業信用基金協会；県農協保証センター；信用保証会社

×農林漁業信用基金 [6615]

6615 信用保証再保険機関

信用保証機関の保証につき保険を行い、また、同機関に資金を融通する事業所をいう。

○農林漁業信用基金；全国農協保証センター

6616 預・貯金等保険機関

預・貯金者などの保護を図るため、預金保険法等に基づき金融機関の預・貯金などの払戻しについての保険金の支払い及び救済金融機関等に対する資金援助を行う機関の事業所をいう。

○預金保険機構；農水産業協同組合貯金保険機構；投資者保護基金；保険契約者保護機構

6617 金融商品取引所

金融商品取引法により主務大臣の免許を受けて規定された有価証券の売買、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引又は金融先物の売買等を行うために必要な市場を開設している事業所をいう。

6618 商品取引所

商品先物取引法により主務大臣の許可を受けて規定された商品の先物取引等を行うために必要な場を提供する事業所をいう。

6619 その他の補助的金融業、金融附帯業

その他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。

○公共工事前払金保証会社；前払式支払手段発行者（前払式支払手段として提供されるQRコード決済・電子マネーを含む）；債権管理回収業者（サービサー）；整理回収機構；資金移動業者（資金移動業として提供されるQRコード決済・電子マネーを含む）；資金清算業者；電子決済等代行業者；暗号資産交換業者；電子債権記録機関

## 662 信託業

### 6621 運用型信託業

信託業法に基づき、内閣総理大臣の免許を受けて信託業を行う事業所をいう。

ただし、信託銀行〔6223〕及び管理型信託会社〔6622〕を除く。

○運用型信託会社；運用型外国信託会社

### 6622 管理型信託業

委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託及び信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託の引受けのみを行う事業所をいう。

○管理型信託会社；管理型外国信託会社

## 663 金融代理業

### 6631 金融商品仲介業

金融商品取引業又は登録金融機関の委託を受けて、有価証券の売買の媒介等を行う事業所をいう。

×金融商品取引業を行う登録金融機関〔6511〕

### 6632 信託契約代理業

信託契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う事業所をいう。

### 6639 その他の金融代理業

他に分類されない金融代理業を行う事業所をいう。

○銀行代理業者；信用金庫代理業者；信用協同組合代理業者；労働金庫代理業者；農林中央金庫代理業者；特定信用事業代理業者（農業協同組合法又は水産業協同組合法に基づくもの）

## 中分類 67－保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）

### 総 説

この中分類には、あらゆる形態の保険業を行う事業所、並びに保険代理業、保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを提供する事業所が分類される。農業及び漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は大分類 P－医療、福祉 [8511] 又は大分類 S－公務（他に分類されるものを除く）[9731、9811、9821] に分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 670 管理、補助的経済活動を行う事業所（67 保険業）

##### 6700 主として管理事務を行う本社等

主として保険業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

##### 6709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として保険業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○自家用車庫

#### 671 生命保険業

##### 6711 生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）

保険業法による生命保険業を行う事業所をいう。

##### 6712 郵便保険業

郵政民営化法等により生命保険業を行う事業所をいう。

○かんぽ生命保険



- 6713 生命保険再保険業  
主として他の保険会社の引受けた生命保険の再保険業を行う事業所をいう。
- 6719 その他の生命保険業  
その他の生命保険業（外国生命保険業を含む）を行う事業所をいう。  
○外国生命保険会社
- 672 損害保険業**
- 6721 損害保険業（損害保険再保険業を除く）  
主として保険業法による損害保険業を行う事業所をいう。  
○損害保険株式会社；船主責任相互保険組合；小型船相互保険組合；漁船保険組合
- 6722 損害保険再保険業  
主として他の保険会社の引受けた損害保険の再保険業を行う事業所をいう。
- 6729 その他の損害保険業  
他に分類されない損害保険業（外国損害保険業を含む）を行う事業所をいう。  
○外国損害保険会社
- 673 共済事業、少額短期保険業**
- 6731 共済事業（各種災害補償法によるもの）  
各種災害補償法による共済事業を行う事業所をいう。  
○農業共済組合；農業共済組合連合会；漁業共済組合；漁業共済組合連合会
- 6732 共済事業（各種協同組合法等によるもの）  
各種協同組合法等による共済事業を行う事業所をいう。  
○全国共済農業協同組合連合会；各種生活協同組合共済；火災共済協同組合；全国共済水産業協同組合連合会
- 6733 少額短期保険業  
保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において、少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業所をいう。

- 674 **保険媒介代理業**
- 6741 生命保険媒介業  
生命保険業者のために生命保険契約の募集、保険料の集金等を行う事業所をいう。
- 6742 損害保険代理業  
損害保険業者のために、損害保険契約の締結、保険料の収納等を行う事業所をいう。
- 6743 共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業  
各種共済協同組合法等による共済事業を行う事業者のために共済契約の締結、共済料の収納等を行う事業所及び、少額短期保険業者のために、少額短期保険契約の締結、保険料の収納等を行う事業所をいう。  
○火災共済協同組合代理所；少額短期保険代理店
- 675 **保険サービス業**
- 6751 保険料率算出団体  
所属会員のために各種保険の危険度を調査し、保険料の算出を行う事業所をいう。  
○損害保険料率算出機構
- 6752 損害査定業  
保険業者から独立した経営による損害査定を行う事業所をいう。
- 6759 その他の保険サービス業  
他に分類されない保険サービスを提供する事業所をいう。  
○生命保険相談所；保険仲立業者  
×生命保険協会 [9312]；日本損害保険協会 [9312]